



なお、売春行為といふものに対する取締りは周辺からやりますので、これを利用して周辺から徐々にこれをば励行することによって、一、今回の法律は周辺を取り締まることのできるようになつておりますので、その辺からの取締りを励行していくたいと考えておる次第でござります。

(新橋料理屋) 牧野さんでなければ、たまたま法務大臣といふ地位にあるのみならず、牧野氏自身の平素の行動というものが、あなた方は新聞記者が誤解したとおっしゃるけれども、誤解をせざるを得ないような過去に遊蕩的な生活をなさつてきたのではないかと思われる。(笑声) 新橋あたりに参りまして牧野さんというと神様です。(笑声) 私は驚いたのです。が、ある新橋の料理屋で牧野さんのうわさをしたところが、そこへおかみさんが出てきたら、私の友達は、こうびしっとやつて、口をあきゞるように指図をした。あとで何だと言つたら、いや、この辺へ来て牧野さんのことを言つたら、それはえらく白い目でにらまれるから、言わぬ方がいい、神様なんだから……。(笑声) そこで、この壳春法などで芸者がその対象になるようなことに対する、牧野さんが徹底的にさよならなことをしないようにすると、いうことを言つておる際であるから、そんな話はしない方がよからうと私は注意されたほどであります。その牧野さんが、たまたま芸者国宝論みたいたな誤解を受けるようなことをおしゃつたので、私どもははなはだ遺憾なのです。これはしかし、あなたは牧

野さんしやないから、幾らあなたに言つてみてもわかりませんが、牧野さんがこういう新橋、赤坂でいつも言つていらっしゃる通り、芸者の売淫行為なんといふものは取り締れないようにはならないっておる。私ども社会党の案には伝家の宝刀としてそれもやるぞといふ規定があるのです。この政府案にはそれがはなはだ遺憾だと思うのであります。

そこで、次にお尋ねいたしますが、ある女が自分でささやかな家を持つて、そこで大っぴらに売春をやっておつても、それは取締りの対象にならないということになりますが、今、二三人の女が喫茶店を經營し、そうして、ちょうど今の吉原なんかのように、喫茶店と称してそこで実は売淫をやっておる。ほとんどこれは営業人ないし三人の女が喫茶店を設けたような形にして、そうしてやはり事実は売淫をやっておる、そういうものは一体取り締れるのかどうか、長戸さんからお答え願います。

○猪俣委員 完全に処罰することは困難だといふ建前ならいいけれども、あなた方がそれで取締りができるものだと思うならば、非常に甘いと思います。今はとんどその準備をやっているのではないかと思う。二人ないし三人で喫茶店を經營する、吉原でやっておるのと同じようなことをやる。そうして自分自身の肉体を売るのであるから、直接売淫したことになる。単純売春は処罰しないのであるから、処罰しようがない。それがあなたの言ふように五条に触れるならやられますが、彼らも研究しておりますから、触れないようやるに違いない。だから、事実としては売淫した形になる。おそらくそういう形態になると思う。

それから、いま一つお尋ねいたします。實際上はそういう事情を知つておつて、そういう喫茶店を經營するについて金を貸してくれといふので金を貸す。そして、三人なり四人なりのたとえば吉原あたりで売春している者に今のおやじが金を貸す。そして、喫茶店あるいはその他の店、おでん、かん酒だけでもいいが、それをやって、しかし実際は売春をやる。こういう場合に、その貸した男は第九条で処罰できますか。私はそういう形になるのではないかと思います。今の吉原その他でやつている連中は、廢業したと称しまで、実際には女自身に金を貸したよろな形で彼らは金融業の方に回るのではないか。これに対してもうして処罰するか、それをお答え願いたい。

○長戸政府委員 こういうふうな法案が成立した暁におきましては、いろい

るな脱法も考へられると思うのであります。それに対しましては、取締り当局としては、十分にその実態を究明すれば、お話を第九条の前貸等の犯罪が成立することに相なるか、あるいは第十一条第二項の売春を行ひ場所を提供することを業とした者、あるいは十二条の売春をさせる業、ことにその後段の自己の指定する場所に居住させこれに売春をさせることを業とした、そういうふうなことによつて处罚できるものがかなりある、かように考えておられます。われわれとしましては、そういうふうな脱法者に對しては実態について究明して処置したい、かように考えます。

ろなんですよ。ここにカフエーある  
は喫茶店を經營しておるその女たちば  
売春をやつておるということ、その金  
をどこから借りてきたかというよ  
なことを一体どうして調べるのか。  
の単純売春をやつておる女は被疑者  
はありません。出頭を命じても、出  
いでもよいわけです。これを徹底的に  
調べる方法がございません。被疑者は  
もないので、徹底的に調べるとすれば  
人権じゅうりんを起します。それらをせ  
ずして、その背後にある金を貸したと  
うな人間をどうして調べることができ  
るか。だから、真に憎むべき者はその  
背後にあつて搾取する者であり、そち  
を処罰することが目的であることは間  
違いないし、それに重刑を課すること  
は異論がございませんけれども、あく  
れむべき売春婦はあと限りの輕罪にし  
て保安処分の方に回すという方針を  
とるべきものだと思いますけれども、  
全然単純売春を処罰の対象にしてい  
ないに、その奥にひそむものをどうして  
調べることができるか。今単純売春を  
処罰の対象にしておつても、なかなか  
それを調べるのは容易じやない。わい  
んや、それを処罰の対象にせずして、  
その背後に動いておるものと一体どう  
して捜査するか。その点については、審  
は法律はできなければども処罰をするこ  
とが不可能の状態になつてしまつてお  
る。ことに、吉原のように集団的にあ  
る地区に限られたものが、全市に散開  
となつて、かえって旧に倍する繁榮を  
続けることになるのぢやないか、そ  
ういう疑いがあるのですが、この立案者  
はそれに対しても一体いかなる所見をお  
持ちでありますか。

○長官 政府委員

この判例によりまし

たとえば、児童福祉法の三十四

条とはいさか趣旨が違うのではござ

りますが、女がその使っております者

の居室を使用して淫行することを認識

しながら、利得したい意図からこれを

承認して、売春によって得た対価を切

半していた事実に照らすときには、そ

の者は右の児童に淫行させた者と認む

るのを相当とするというような判例も

ござりますし、あるいは、そのつど直

接に勧誘または強制こそしていいない

が、右淫行行為のために使用させる目

的で部屋、調度等を提供してその便益

をはかゝ、奉淫行為をなさざるを得な

いようしなむけて淫行をなすに至らし

めた場合にも、その成立を認めておる

同趣旨のものがかなりあるのであります

。昨日も申し上げましたように、売

春をさせるということは、法律上は私

どもは希望しない意欲を必要とする

思いますが、実際問題として、

判例上かなり広い範囲においてこれが

認められており、かのように思います。

そこで、ただいまお話をよくな場合に

は、やはり、自前のごく見せかけて

も、利得の折半、あるいは四分六に分

けるとか、そういうふうなことが行わ

れるを得ないといふふうに考えます

ので、その実態から究明して取締りを

したい、かように思います。

ただ、売春行為それ 자체を罰せずし

て売春の立証を得ることは困難ではな

いかといふうなお話でござります

が、これはごもつともござりますけ

れども、私どもとしましては、売春婦

またはその相手方となつた者等を参考

人として任意取調べをすることにより

まして傍証を固め、これによつて業者

としている者があるに違ひない。

しか

るが、ほんとうは何にもならないよろな

がら、あはれ女どもがすらすらと事を申し

上げるといふことは想像できない。

それが多分に出てくると思うのです。被

疑者ではない者を強制的に調べること

ができるが、その事実それ自体は、や

はり売春行為をやる者をまず調べてか

からなければ出てこない。ところが、

今参考人として調べられると言つたが、

そこには人権じゅりんになるおそ

りするといふことは想像できない。

はできません。強制的に調べずして、

思いますが、実際問題として、

判例上かなり広い範囲においてこれが

容認されており、かように思います。

そこで、ただいまお話をよくな場合に

は、やはり、自前のごく見せかけて

も、利得の折半、あるいは四分六に分

けるとか、そういうふうなことが行わ

れるを得ないといふふうに考えます

ので、その実態から究明して取締りを

したい、かように思います。

ただ、売春行為それ 자체を罰せずし

て売春の立証を得ることは困難ではな

いかといふうなお話でござります

が、これはごもつともござりますけ

れども、私どもとしましては、売春婦

またはその相手方となつた者等を参考

人として任意取調べをすることにより

まして傍証を固め、これによつて業者

としている者があるに違ひない。

しか

るが、ほんとうは何にもならないよろな

がら、あはれ女どもがすらすらと事を申し

上げるといふことは想像できない。

それが多分に出てくると思うのです。被

疑者ではない者を強制的に調べること

ができるが、その事実それ自体は、や

はり売春行為をやる者をまず調べてか

からなければ出てこない。ところが、

今参考人として調べられると言つたが、

そこには人権じゅりんになるおそ

りするといふことは想像できない。

はできません。強制的に調べずして、

思いますが、実際問題として、

判例上かなり広い範囲においてこれが

容認されており、かのように思います。

そこで、ただいまお話をよくな場合に

は、やはり、自前のごく見せかけて

も、利得の折半、あるいは四分六に分

けるとか、そういうふうなことが行わ

れるを得ないといふふうに考えます

ので、その実態から究明して取締りを

したい、かように思います。

ただ、売春行為それ 자체を罰せずし

て売春の立証を得ることは困難ではな

いかといふうなお話でござります

が、これはごもつともござりますけ

れども、私どもとしましては、売春婦

またはその相手方となつた者等を参考

人として任意取調べをすることにより

まして傍証を固め、これによつて業者

としている者があるに違ひない。

しか

るが、ほんとうは何にもならないよろな

がら、あはれ女どもがすらすらと事を申し

上げるといふことは想像できない。

それが多分に出てくると思うのです。被

疑者ではない者を強制的に調べること

ができるが、その事実それ自体は、や

はり売春行為をやる者をまず調べてか

からなければ出てこない。ところが、

今参考人として調べられると言つたが、

そこには人権じゅりんになるおそ

りするといふことは想像できない。

はできません。強制的に調べずして、

思いますが、実際問題として、

判例上かなり広い範囲においてこれが

容認されており、かのように思います。

そこで、ただいまお話をよくな場合に

は、やはり、自前のごく見せかけて

も、利得の折半、あるいは四分六に分

けるとか、そういうふうなことが行わ

れるを得ないといふふうに考えます

ので、その実態から究明して取締りを

したい、かように思います。

ただ、売春行為それ 자체を罰せずし

て売春の立証を得ることは困難ではな

いかといふうなお話でござります

が、これはごもつともござりますけ

れども、私どもとしましては、売春婦

またはその相手方となつた者等を参考

人として任意取調べをすることにより

まして傍証を固め、これによつて業者

としている者があるに違ひない。

しか

るが、ほんとうは何にもならないよろな

がら、あはれ女どもがすらすらと事を申し

上げるといふことは想像できない。

それが多分に出てくると思うのです。被

疑者ではない者を強制的に調べること

ができるが、その事実それ自体は、や

はり売春行為をやる者をまず調べてか

からなければ出てこない。ところが、

今参考人として調べられると言つたが、

そこには人権じゅりんになるおそ

りするといふことは想像できない。

はできません。強制的に調べずして、

思いますが、実際問題として、

判例上かなり広い範囲においてこれが

容認されており、かのように思います。

そこで、ただいまお話をよくな場合に

は、やはり、自前のごく見せかけて

も、利得の折半、あるいは四分六に分

けるとか、そういうふうなことが行わ

れるを得ないといふふうに考えます

ので、その実態から究明して取締りを

したい、かように思います。

ただ、売春行為それ 자체を罰せずし

て売春の立証を得ることは困難ではな

いかといふうなお話でござります

が、これはごもつともござりますけ

れども、私どもとしましては、売春婦

またはその相手方となつた者等を参考

人として任意取調べをすることにより

まして傍証を固め、これによつて業者

としている者があるに違ひない。

しか

るが、ほんとうは何にもならないよろな

がら、あはれ女どもがすらすらと事を申し

上げるといふことは想像できない。

それが多分に出てくると思うのです。被

疑者ではない者を強制的に調べること

ができるが、その事実それ自体は、や

はり売春行為をやる者をまず調べてか

からなければ出てこない。ところが、

今参考人として調べられると言つたが、

そこには人権じゅりんになるおそ

りするといふことは想像できない。

はできません。強制的に調べずして、

思いますが、実際問題として、

判例上かなり広い範囲においてこれが

容認されており、かのように思います。

そこで、ただいまお話をよくな場合に

は、やはり、自前のごく見せかけて

も、利得の折半、あるいは四分六に分

けるとか、そういうふうなことが行わ

れるを得ないといふふうに考えます

ので、その実態から究明して取締りを

したい、かのように思います。

ただ、売春行為それ 자체を罰せずし

て売春の立証を得ることは困難ではな

いかといふうなお話でござります

が、これはごもつともござりますけ

れども、私どもとしましては、売春婦

またはその相手方となつた者等を参考

人として任意取調べをすることにより

まして傍証を固め、これによつて業者

としている者があるに違ひない。

しか

るが、ほんとうは何にもならないよろな

がら、あはれ女どもがすらすらと事を申し

上げるといふことは想像できない。

それが多分に出てくると思うのです。被

疑者ではない者を強制的に調べること

ができるが、その事実それ自体は、や

はり売春行為をやる者をまず調べてか

からなければ出てこない。ところが、

今参考人として調べられると言つたが、

そこには人権じゅりんになるおそ

りするといふことは想像できない。

はできません。強制的に調べずして、

思いますが、実際問題として、

判例上かなり広い範囲においてこれが

容認されており、かのように思います。

そこで、ただいまお話をよくな場合に

は、やはり、自前のごく見せかけて

も、利得の折半、あるいは四分六に分

けるとか、そういうふうなことが行わ

れるを得ないといふふうに考えます

ので、その実態から究明して取締りを

したい、かのように思います。

ただ、売春行為それ 자체を罰せずし

て売春の立証を得ることは困難ではな

いかといふうなお話でござります

が、これはごもつともござりますけ

れども、私どもとしましては、売春婦

またはその相手方となつた者等を参考

人として任意取調べをすることにより

まして傍証を固め、これによつて業者

としている者があるに違ひない。

しか

るが、ほんとうは何にもならないよろな

がら、あはれ女どもがすらすらと事を申し

上げるといふことは想像できない。

それが多分に出てくると思うのです。被

疑者ではない者を強制的に調べること

ができるが、その事実それ自体は、や

はり売春行為をやる者をまず調べてか

からなければ出てこない。ところが、

今参考人として調べられると言つたが、

そこには人権じゅりんになるおそ

りするといふことは想像できない。

はできません。

おらぬ。救済の対象となつても刑罰の対象となり得ないところに悩みがある。このことは声を大にして私は申しておきたい。そういうことを恥かしくもなくのううとやるような者は社会におられないような空氣を作り出さなくちやならぬ。いわゆる羞恥心を失えば、人間じゃない。動物だ。ことに性の方面における羞恥を失つた者は、これは人間じゃない。本来性行為は神聖であつて、男女の性交は神前の誓いから始まつておる。しかしながら、夫婦といえども、これをば白日のもとに露出すれば、わいせつのです。魔道です。

魔道です。決して人とは認めません。だから、性行為といふものはどこまでも隠微の間に行わるべきものであつて、白日のもとにさらすべきものじやない。商売にすべきものじやないといふことをば、この際私は理念として全国に徹底しておいてもらいたいと思ふ。この立法の精神はそこにあるといふことは、誤解のないようにお願いを申し上げたいのござります。

○猪俣委員 あなたの趣旨はよくわかるのだが、あなたは法律家じやないから妙なロジックをお使いになる。罪であるというが、この法律では単純売春は罪になつておらぬ。単純売春は罪であつて、それを声を大にして言いたいというのだが、罪になつておらぬから今實問題になつておる。單純売春は自由行為になつておる。この法律では罪になつておらぬのです。ただ倫理的規定を置いておらぬのです。國家はこれに対し處罰の対象としておらぬのです。法律自身が単純売春は罪にならぬぞといふことを天下に明らかにしておる。そこに問題があると言ふ。あなたの論理

は逆転しておる。罪になつておればい

いのですよ。罪になつておらぬじやないですか。だから、それが足りないとおきたい。そういうことを恥かしくあるという議論がそこから出てくるわけです。

それから、なお、地方条例が幾つかあるが実行できないというが、これは取締り當局が放任しておくからであります。やればやれるのです。放任しておいたためなんです。ことに、東京都の吉原のごとき、特飲業者なるものを認めて、警視庁が中に入つて、七、三とか四分六とか、その売春婦と經營者のとの間の報酬の比率までをきめておるじやありませんか。これはこの前の二十二国会において明らかになつた。まるでこれは黙認なんですよ。東京都条例があつたつて、それは黙認しちやつて、その黙認するについていろいろの事情がありましょから、それは責め立てませんが、みずから黙認しておきながら、法令があつたつてだめじやないかと申しますが、法廷で争はれて、その黙認するにつけてはいろいろの事情がありますよから、それは貴重なからうか、その意味において、單純売春でも、いつでも発動でき得るようない体制をとつておく。といって、それは單純売春だから片つ端から皆監獄へぶち込めといふ意味じやないのです。国家の意思表示としてそれを表明する必要があります。やらないのですよ。あなたは法律家じやないから、單純売春でも、いつでも発動でき得るようないかと申しますが、本末転倒の議論であります。やらないのですよ。あなたは二十二国会のことと御存じないかもしませんが、ちゃんと比率までめ立てるじやないですか。だから、そんなことは理由にならない。のみならず、法はもろん実行することを前提としたしますが、法といふものは一つの規範であります。ある法律を作つておるのです。この法律では規範的性質といふことも十分あるわけなのです。

たとえば、未成年者の飲酒あるいは喫煙、これを取り締つておる法律であります。ほんとこれらも実行はされておりません。じや、こういふものは必

い。未成年者は飲酒あるいは喫煙してはならぬといふ法規範といふものはこ

れによつて確立しておるのです。それはそれだけの意味があるのです。いつもそれは場合によつては適用できません。いつでもそれは適用できるが、む

やみにそれを適用して、しかば片つ端から未成年者をこの法律違反者として検挙せいといふ意味じやありません。しかし、やればやれるだけの体制といふものがそこには表明されない。法といふものは国家の意思の表示であります。それをいつでも適用できるだけの法規範を樹立しておく必要があるのじやないか。その意味において、單純売春でも、いつでも発動でき得るようないかと申しますが、法廷で争はれて、その黙認するにつけてはいろいろの事情がありますよから、それは貴重なからうか、その意味において、單純売春を処罰しないといふのは、單純売春を処罰しないといふのが、單純売春を処罰しないといふのことを言つてみたところが、これが单純売春だから片つ端から皆監獄へぶち込めといふ意味じやないのです。国家の意思表示としてそれを表明する必要があります。やらないのですよ。あなたは法律家じやないから、單純売春でも、いつでも発動でき得るようないかと申しますが、本末転倒の議論であります。やらないのですよ。あなたは二十二国会のことと御存じないかもしませんが、ちゃんと比率までめ立てるじやないですか。だから、そんなことは理由にならない。のみならず、法はもろん実行することを前提としたしますが、法といふものは一つの規範であります。ある法律を作つておるのです。この法律では規範的性質といふことも十分あるわけなのです。

たとえば、未成年者の飲酒あるいは喫煙、これを取り締つておる法律であります。ほんとこれらも実行はされておりません。じや、こういふものは必

すが、温泉マークのついてる旅館、大

体あれは皆連れ込み場所です。売春婦は皆そこへ入り込んで売淫をやつておる。これも天下公知の事実であります。あれは一体何条で取り締りますか。

○池田(清)委員長代理 法制局の野木  
○長戸政府委員 さかさクラゲとか温泉マークとか言われているもの、これにも種々あるかと思いますが、売春を行なう場所を提供することをするものにつきましては、第十二条の第二項「売春を行なう場所を提供することを業とした者」というのに当る場合が多い、かように考えます。

○長戸政府委員 これも、実際問題として、あの温泉マークでの売春行為なんといふのは、單純売春を処罰しないといふのは、單純売春を処罰しないといふのことを言つてみたところが、これへ夫婦と称して泊り込んで、調べたところが夫婦じゃなかつた。しかし、單純売春はそれ自体処罰されないのですから、いわんや、旅館あるいはホテルの届出をしておいて場所を貸したにすぎないものか、どうしてこのように考へます。

○長戸政府委員 勅令九号は昭和三十三年の四月一日から廃止される、かよろに考へます。

○猪俣委員 そうすると、あとの地方条例はいつまで効力があることになりますか。

○長戸政府委員 これまで昭和三十三年の三月三十一日までは生きておる、かよろに考へます。

○猪俣委員 そうしますと、地方条例と本法との関係ですが、地方自治法の第十一条を見ると、國の法令の範囲内においてのみ地方条例において刑罰を定めることができます。つまり、このように考へます。

○長戸政府委員 現在警察當局のこういう場合の売春の場所の提供罪の取締り、そないうふうな場合におきましては、同じく温泉マークに行く場合におきましても、特定者の場合もございまし、人権の問題もあるわせ考えて、実際の取締りいたしましては、かなりかんだ上で取り締る、この第十二条の期間をかけまして、一定の女子が異なる男子と出入りするという実態をつけておきます。

○猪俣委員 さよならうかといふと申しますと、渋谷の道玄坂あたりにいたしまして、渋谷の道玄坂あたりに一項、二項の取締りにおきましては、

さよならうかといふと申します。

○猪俣委員 私はもう一点お尋ねいたしましたが、自治庁の方、あるいは法制局の人、来ていますか。

○池田(清)委員長代理 法制局の野木だ、地方自治法第十四条に、國の法令の範囲内において地方条例に刑罰を置いてもよいということになつておる

ようですが、それはよいとして、たゞ、この地方条例は、今松原次官が言ったように、單純売春を処罰した。

ところが、この法律は単純売春を罪としないのです。それ自体、消極的であるが、国の法律は単純売春というものを罪にしないという建前をとつておる。すると、この地方条例に単純売春を罪とするという規定がある場合においては、これが法令の範囲内における規定だということが言い得るかどうか。地方自治法第十四条の関係において私は疑問があると思う。この今回政府提案の売春防止法は、明確に単純売春は罪にしておらぬのです。国家の意思がそこに明らかに現われておる。そぞうするところ、この法律に含まれましたる国家の意志、精神と違った地方条例というものの存在が効力があるのかないのか、その点についての御説明を法制局なりどなたから伺いたい。

○野木政府委員 御指摘のような議論

があるいは生ずるかもしれないといふ

とをおそれまし、この法律におきましても、附則第四項、第五項におきましては、法律の明文をもつてその点を解

決することにいたしておるわけであり

ます。

○猪俣委員 これは一体こういうこと

で効力がありましようか。こういう

規定を置いても、なおそこに問題があ

るんじゃないですか。私の聞いている

のはそこなんだ。

○野木政府委員 この規定がありませ

んと、立案の趣旨は、売春関係の法的

規制は一切この法律でやるのだ、それ

以外の地方条例は許さないので、そ

れで、第三条におきまして、単純売春

は單に規範的に禁止しているのみで罰

則規定はない。従つて、罰則を規定し

た地方条例はなおこの法律に相反しな

い、生きておるのだというような議論

も生じ、なかなかその点、結局最高裁

判所まで行かなければはつきりしない

というようなことになる危険もござい

ます。事柄は罰則に関するものであり

ますから、そういう問題があるのは

法制上明らかにした方がよろしい、そ

うから、この法律におきましては附則

第四項、第五項におきましてその点を

明白にした趣旨でございます。

○猪俣委員 私はまだその解釈につい

ては多少異論があるのです。憲法との

解釈において、果して地方条例において

単純売春を处罚している規定がどう

どうか、多少私は異論があると思うの

です。しかし、これは最高裁判所まで

行かなければ決定できないということ

になるかもしれないが、私は何かこ

の附則の四項、五項で今の問題が解決

したよには見受けられないのです

が、なおこれは同僚椎名議員等からも

質問がありますので、その際にあらためてまたお伺いをいたします。

○神近委員 関連してお伺いしたいと

思います。

先ほど、芸者さんの問題のときに、

これは御答弁済みかもしれませんのが、

私よつと聞き漏らしましたので、長

合、そういうものは第十二条で規制で

思います。私どもは、芸者さんの話を

出ましたときに、置屋、それから待

合さんたちと確かめておきたいと

思いました。それで、それが売春をする限りにおきましては、あるいは売春をもっぱら

きましては、あるいは売春を置いてお

りますところは、第十二条によつて規

制されるというように考えておりま

す。

○長戸政府委員 第二点の御質問は、

その芸者置屋と待合と、それから今

のコール・ガールの居住、その三点が

これで規制ができるかどうか、ちょっと

とお伺いしておきたいと思います。

○長戸政府委員 第一点の御質問は、

芸者にもさまざまあると思うのでござ

りますが、それが売春をする限りにお

きましては、あるいは売春を置いてお

りますところは、第十二条によつて規

制されるというように考えておりま

す。

○長戸政府委員 第一の問題は、奈良

の観光案内書を出しておりますが、そ

れが売春に当ります以上は、第十二条

の第二項によりましておおむね処置し

得ると考えております。

○神近委員 それから、これはちよつ

と特殊事項でありますけれども、奈良

市が觀光案内書を出しております。

それに、たとえば、待合とか集団売春街

のあるところ何個所かを教える、それか

ら花代が幾ら幾らであるということ、そ

れから専有である場合の請花代とかい

うようなものを觀光案内書にちゃんと

書いてございます。これが奈良とか京都

地方では大へん問題になつて、何度も何

うふうなものにつきましては、先ほど

申し上げましたように、第十二条の第

五

二項によりまして、場所を提供することを業とした者として処理し得ることになるわけでござります。第六条の広告にそれが当るかどうか、これは、現在の社会通念として、さかさクラゲなりあるいは温泉マークといらものが売春勧誘のための広告であるというふうに見られ得るならば、それは積極的に解される次第でございますが、私は、このさかさクラゲなり温泉マークといふものは、いろいろの趣旨で広い意味で使われておるのではないかというふうに考えておるわけでござります。

○神近委員 それはおそらく法務省だけのお考えだと思うのです。世間では、あるいは遊蕩的の男の人にお聞きになればよくわかると思いますが、あれはあれよりほかのさまざまのシンボルでは決してございません。その点ちょっとと認識不足でおいでになりはしないか。ともかく、あれを一ぺんにおろすということは不可能であっても、温泉マークといふか、さかさクラゲといふか知りませんが、確かにあれは都会においては売春宿です。これはまさまでございません。必ずあれがそぞだということは、だれだって知っているのです。あなたが御存じないだけのことです。それで、私は、あれは何とかこの法律の範囲内で一ぺん消していくのです。私ども、この法律の随伴的な現象としてぜひそぞしていたただかなくては、日本国中が売春国であるかのような印象を与えていると思うのです。私はこれで終ります。

聞きますと、女中の言うのには、ほんとうの夫婦は幾人も来ないといふのです。大部分が連れ込みだといふのです。それで、売春かといふと、そこそこじゃないといふのです。対價を取つてやつてきているのぢやなくて、ほんとうのなれ合ひなんだ、会社員とかその他学生などがずうずうしくやつてしまつたのです。この現象は性道徳の崩壊なんです。売春だけで片づく問題ではないのです。今あなたの言う、温泉マークですか、私はあまりよく知りませんけれども、やはりそういうふうに若い者同士が——金をもらはせぬのです。これは外国にも非常に多いのです。私は外国旅行をしてその話を聞くことがあります。私は繰り返しますが、性道徳が崩壊してきましたのですが、性道徳が崩壊して、金を取るのぢやない、遊戯なんです。性の遊戯、それがまことにちもなくなつて行われておる。この問題の解決は、やはり、私は繰り返しますが、法律の問題よりも、もう一つ深刻な、性道徳をもう一ぺん新たに立て直さなければならぬと思うのです。それは、あらゆる原因をきょう申すことはできませんけれども、温泉マークのうちの何多がいわゆる売春であつて、何パーセントが合法なるの連れ込みか、それは私はわからぬじやないかと思う。その点についての警察当局もおいでになるが、それをどうして調べるか。これは正当なる夫婦であり、これは正当でない連れ込みであり、あるいはこれは売春であるが、私どもは單純売春をいいなどと思つてゐるのはないのであります。悪いにきまつておる。どうして举証し、どうして

続する方がいいとと思うのですがね。しかし、それを無理に効力をなくする、いうならば、この法律を作った趣旨は矛盾してくるのじゃないか。罰する条例があるのに、罰さないぞということを宣言してしまう。これはむしろ私は存続させて地方条例をそのまま残していくつもりはないと思ふのですが、どういう理由で積極的に、いけないことを、効力はないぞ、こう言つてしまおうのか。というのは、今でも都条例で、警察のやりようによつては処罰ができるわけです。非常に困難だということだけです。処罰するぞとある。処罰ができますよ。はつきり証明された場合には処罰ができるわけだ。はつきりと証明できれば処罰した方が本法の制約の趣旨に沿つていくんじゃないか。それを、四項では、逆に積極的に、全額効力はなくなつてしまんだ、単純罰しないぞ、こういう宣言をするように思われるで、この四項をかえた趣旨とお考えを承わりたい。

う倫理規定のみを置いて、國の意思と  
してはここに充春行為それ自体は罰し  
ないといふことを表現し、さらに、附  
則の第四項によりまして、そういうふ  
うに充春行為それ自体は罰しないのだ  
けれども、昭和三十三年の三月三十一  
日まではなおそれに関連する条例は生  
かしておくといふうな國の意思もあ  
わせて顕現されたものと解しておるわ  
けでございます。

考えてみましても、本則の第一章總則及び第二章刑事処分及び第三章保護更生、この全体から総合してみまして、この法律案に盛られた國の意思といたしましては、いわゆる單純完春は道徳的に悪い、ということを宣言して禁止止するが、罰はこれに課しない、罰を課するの五条以下の罰則に盛った限度で單純完春關係は罰する、いわゆる單純完春は罰は課しない、ということが、第一章から第三章までに盛つておる趣旨だとうながができるんじゃないかといふ疑義が起つてもならない。その疑義をなくするためには、地方条例では單純完春關係の条例を作つてはいけないと本則にはつきり書けば、それも一つの手でございましょう。しかし、それは荒々しいこととありますので、この附則の四項、五項に從来の条例との関係をうたつておけば、本文の趣旨とこれと合わさつて、地方条例では将来も單純完春關係の条例は作れないということも、またこれによつて反面から十分うたわれてくるのじやないか。しかして、この法律の本則と附則と相待つてこの法律全体を見れば、今までのいわゆる單純完春關係地方条例は効力を失い、将来も地方条例で單純完春關係の新しい刑罰を作ることはできぬといふことが非常にはつきりと出てくるのではないか、その方が立法措置としてはきれいではないかといふように存じて、かように立案した次第でござります。

わなければならないのに、必要があつたから地主の条例が出たんじゃないでしょうか。この必要が今もある。もつとより以て必要が出てくる。そして今この法律においては、残しておくことが私はいいと思ふ。これは全国における婦人団体の強い要望なんなのです。この法律の趣旨に反する、内容が矛盾してくるということでもありますと、これは処罰すべきだともいふ議論を出てきている。これは全国における婦人団体の強い要望なんなのです。これを残すことによって何か弊害をもたらすのであるのでしょうか。弊害がなければいいと私は思ふ。ただそれを処罰の対象にするかしないかというだけの問題です。この法律の目的は日本から売春行為をなくす法律の目的は日本から売春行為をなくすことを目的とした法律なんだと、なうといふことが目的なんだ。なくそぞろということをお手伝いになるような存在の条例の効力をなくしてしまおうといふ。それにはこれにかかるべきよりもものを持つて来なければどうも私どもは納得できない。そうじやないでしようか。私はそう思う。今までの既存の条例の効力をなくするといふ附則を特に付けるならば、それよりよいもののが生まれてくるならば納得がいきます。生まれてこないので、ただここで効力だけを失わせてしまる。これはむしろ残しておいた方が効果的でないか。それがこの立法の趣旨に沿うものだと私は思う。今の御説明では、国の意思表示がこれではつきりなりませんから、この法律の立法の趣旨から考えて、地方条例はもう作らないだらうということですが、これは推測であつて、むしろ今まで必要があつたから地主の条例が生まれてきた。國が意思表示をする前に生まれてきたといふこと

とは、地方の具体的な第一線において  
必要があつたから生まれてきた。今後  
生まれる条件がたくさんある。こうい  
うことになると、今の御説明では私は  
どうも納得いかないのです。これを存  
続することによってどういう弊害があ  
るのでしょう。むしろ存続した方がい  
いんじゃないかと思うが、いかがです  
か。

○長戸 政府委員 売春行為それ自体を  
処罰すべきかいなは、たびたび申し  
上げますように、非常に問題でござい  
ますけれども、現段階におきまして  
は、一応立証の問題、それに伴う人権  
保障の問題等からいたしまして、現段  
階では処罰の対象とすべきでないとい  
う国の意思を表明しておるわけでござ  
います。従いまして、そのことに関す  
る限り事情は地方公共団体においても  
同様であると考えられるわけでありま  
して、その問題を地方に放任して、さ  
らに条例を作らせるということは国の  
意思に矛盾する、かように私は考えて  
おる次第でございます。

○古屋 委員 これは議論になります  
が、残しておくことによつて弊害があ  
るのでしようか。なければ残しておい  
た方が国民の要望にこたえられるよ  
う。残すことの弊害は何です。どうし  
ても積極的にやめさせるのには何か弊  
害がなければならない。なければ残し  
た方がいいと思うが、どうです。

○長戸 政府委員 その点が割り切れま  
すれば、国としてもこれを処罰すると  
いう考え方になるのではないかと思ひ  
ます。國として今後研究を重ねていき  
たい、かのように考えます。

う。これは今生まれんとする法律の趣旨に反するものでないと同時に、この法律運営當にじやまにならないと思う。これならばあつた方がいいという考え方なんです。考え方の問題なんです。政府の方では、それはそうではなく、もう必要ないんだとおっしゃられておるようですが、どこまで行つてもまとまりませんので、やめますが、私どもは、存続すべきものである、残しておいても弊害がないし、むしろその方がこの立法趣旨に合うのだということを明確にいたしまして、私は質問を打ち切ります。

○池田(清)委員長代理 細田綱吉君  
○細田委員 私は、ただいま御審議中の売春問題ではございませんが、法務委員会として看過できない重大な問題とを考えますので、警視総監にまず伺いたい。

去る五月八日の本院の決算委員会においてのこととあります。防衛省が御承知のように高速救命艇調達のために買い入れた中古のパッカード・マリン・エンジン、これはもうすでに新聞でしばしば報道されておりますように、かつて米軍から贈与を受けたエンジンでございます。その当時は七万二千円で放出されたものを松原商店に十万五百円で払い下され、それがさらに三友産業から問組を経過して、富士重工の名義までそこに入つて、驚くなかれ一台当たり一千二百五十五万円で防衛庁に納入されたといふ事件で、決算委員会において証人を喚問して真相をただした事件でございます。ところが、その証人のうち、沢薺君が、驚いたことは行方不明になつてしまつたということが各紙で報ぜられております。沢

董君が決算委員会において証言の後に、廊下で、護国青年部ですか、あるいは護国青年隊とかいう連中に取り囲まれておったということは、われわれその直後耳にしたことでございます。それで、警視庁はこの問題をどういうふうに御調査になつてあるか、それを伺いたいと思います。

○江口参考人 中古エンジン問題の証人として喚問された沢某なる人が、八日から行方不明になつた、その真相はどうかといふ尋ねであったように思いますので、警視庁として関与しまして申し上げます。

実は、昨日上林決算委員長が私のところに見えまして、八日の午後から沢さんが行方不明になつた、八日の事情をいろいろ考慮してみると、証言のあと廊下で某右翼団体の者の数人に取り囲まれて何かなじられた、従つてそれを避けるために本人が逃げたのか、あるいはその後それらの者に監禁されてゐるのか、その事情はよくわからぬが、とにかく本人の身辺にあらぬ危険なことが起るかもしれないから、十分捜査をしてもらいたいといふ話をきのう承わつたのでございまして、たゞいま本人の行き先を調べておるのでございますが、ここに参りますまでには、どこにいるかまだその足跡がつかめないまままでございました。一面、八日の午後二時から三時ごろに、警視庁の公安第二課といふところに、間組の經理部長ですか、その方が見えまして、今国会で今申し上げたようなことがあったという訴えがございましたので、公安二課の係員が当院の

警務部と連絡をとりながらこちらに来て参りました。ところが、もうすでに沢証人も某右翼団体と称する者も、各紙にあれば報道されておりますので、警視庁はこの問題をどういうふうに御調査になつてあるか、それを伺いたいと思います。それで、そのまま警視庁に伺いたいと思います。それ以上のことは今後の検査に待ちたい、かようになります。

○細田委員 警視庁としては、護国青年隊とか、護国青年部といふものの方

を調べております。それから、とりあえず本院へ警務部と連絡の上来てみたがいかつたと言ふが、その後足取りを調べられたか。この点を聞きました。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○細田委員 警視庁も筋が大体わかっております私は思う。特に練達堪能な諸君の集まつておる警視庁においてはわかつておると思いますが、お見通しはいかがですか。

○江口参考人 一両日中には足取りがつかめるのではないか、かように考えております。

○細田委員 決算委員会においてはひとり沢董君を喚問しただけではない。

数人の人たちを喚問しているが、特に、七万五千円のマリーン・エンジンが一千二百五十万に、しかも、一台、二台ならずして六台も売られておるといふような関係で、その間に砂田重政代議士、大野伴陸代議士の名前が出てきましたので、公安二課の係員が当院の

やつて参りました。ところが、もうすくいなかつた、それでそのまま警視庁に引き揚げたということをけさ私は報告を受けたのでござります。それ以上のことは今後の検査に待ちたい、かようになります。

○細田委員 警視庁としては、護国青

年院とか、護国青年部といふものの方を調べております。それから、とりあえず本院へ警務部と連絡の上来てみたがいかつたと言ふが、その後足取りを調べられたか。この点を聞きました。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 国会において証人として喚問された人が、院内において危害を受けるとか、そういうようなことがありましたのは、これは国会の審議であり、まさに民主主義政治も危機に直面しておる。この点は警視総監はどういうふうにお考えになつておるか。

○江口参考人 一両日中には足取りがつかめるのではないか、かように考えております。

○細田委員 警視庁も筋が大体わかっております私は思う。特に練達堪能な諸君の集まつておる警視庁においてはわかつておると思いますが、お見通しはいかがですか。

○江口参考人 一両日中には足取りがつかめるのではないか、かように考えております。

○細田委員 決算委員会においてはひとり沢董君を喚問しただけではない。

数人の人たちを喚問しているが、特に、七万五千円のマリーン・エンジンが一千二百五十万に、しかも、一台、二台

を取り巻いて昔日の暴威を、やるわないと最も民主的で最も開放的で、しかもやつてあります。ところが、もうすくいなかつた、それでそのまま警視庁に引き揚げたということをけさ私は報告を受けたのでござります。それ以上のことは今後の検査に待ちたい、かようになります。

○細田委員 警視総監はどういうふうにお考えになつておるのか。こういうことだと、国会で自由に証人を呼んでこれに對して警視総監はどういうふうにお考えになつておるか。

○江口参考人 本院へ警務部と連絡の上来てみたがいかつたと言ふが、その後足取りを調べられたか。この点を聞きました。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

に、国会は、国政審議の過程において取り巻いて昔日の暴威を、やるわないと最も民主的で最も開放的で、しかもやつてあります。ところが、その帰りに行方不明になりました。ところが、その帰りに行方不明になりました。それでそのまま警視庁に引き揚げたということをけさ私は報告を受けたのでござります。それ以上のことは今後の検査に待ちたい、かようになります。

○細田委員 沢董君の行方の問題は、先ほど申し上げましたように、全警務部と連絡をとりたいと思います。

○江口参考人 本院へ警務部と連絡の上来てみたがいかつたと言ふが、その後足取りを調べられたか。この点を聞きました。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

して、取締るべきものは取締るという態度をもつて臨みたいと考えております。

○細田委員 沢董君の行方の問題は、先ほど申し上げましたように、全警務部と連絡をとりたいと思います。

○江口参考人 本院へ警務部と連絡の上来てみたがいかつたと言ふが、その後足取りを調べられたか。この点を聞きました。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

○江口参考人 本人の足取りはもちろらん調べておりませんし、その調べの進展状況いかんによりましては、さらにその取り巻いた連中といふものにまで触れてみなければならぬかと、かようになります。

が、これは実に大きい問題です。しかしながら、そこに食い込んでいる者があり、われわれ全国人民の血と涙の血税をそういう方面に流して、一部団体のために使われるということは、これまたゆめしい問題でありますので、今後とも、いかに官庁方面の問題が同僚間のことでも問題になつておりますが、官庁の問題で苦手であつたにしても、警察の立場からして十分に一つその間の歴正に乗り出していただきたい。いろいろ国会でも問題になつておりますが、官庁の問題は会計検査院の報告でもないとなかなかか出てこないということで、もちろん最近の印刷局の局長の問題なんかはそうではなかつたようござりますけれども、どうも官庁には警察方面の手が抜けておる点がござりますので、最近の国会の国政審議の過程等も御考慮に入れて、一つ十分にこの方面もやつていただきたいと思う。われわれが自衛隊に出入りする右翼団体の問題を開いてからもうずぶん久しきにわたるのに、警察庁長官がデータはございませんなどと言うばかなことはないと思うのです。そういうことは、遠慮しないで、一つ発表すべきものは発表し、調べるものは調べていただきたいということを強く要望しておきます。

○古屋委員　国会の国政調査の問題に  
関連して、実は私今日まで遠慮しておつ  
たのですが、国会内における議員の行  
動に関する問題について、重大なこと  
ですから、警視総監に明確に御答弁を  
願いたいと思うのです。

です。この点は私黙つてほうつておいた  
うと思いましたけれども、これは重大な  
な問題で、私の問題じやないのです。  
議員が院内において活動して、そうち  
てただいま申しましたような経過の問  
題について明確に確かめようとしたた

ま今日そういうことが出来ましたので申し上げるのですが、これを現認した者がたくさんある。新聞記者もある。この点について、何か警視監の方にそういう報告があったかどうか。もしないとすれば、よつきりしておられますか?

おりますが、古屋さんが今お話をなさったよろなことについては報告を受けておりません。幸いに議員の方でありますことは不間にするということになつたという話を聞きましたし、警視庁の方でも、警察や帽子をとられた方

過ぐる五月一日の午後三時ころのことですが、衆議院の正門において議員諸君があそこに入るのがごとごたした。これは、私の社会党の委員長を先頭にあそこに入つたのですが、少し誤解があつてごとごたいたしました。そのことを私は責めるのじゃないのです。それが済みまして後に、正門から入つて参りました中村時雄議員に対して、警備に来た予備隊か何か知りませぬが、警察の方が暴言を吐いてけんかを売つたというので、中村君は全部の議員が国会に入つたあとに残つて、その人間を確認いたしまして、顔がわかれましたのでそれを連れ出して、君、こういふことは反省した方がいいだらうといふ注意をした。ところが、それを全部否認しておりました。たまたま私もほかの用事があつてそこに残つておりましたので、中村君の話が済んで後に、私はその予備隊の諸君のまん中に入つて、名前だけははつきりしておいた方がいいだらうといふ要求をいたしました。そのとき、私をけつた予備隊か警察官がいる。これは新聞記者も見ておるし、私の方の秘書二人を見つかる。私がその人間の胸ぐらをつかんではつきり確認しようとしたところがあ、二十人からの手でわつと押して、どこかに逃げてしまつた。それで、そのときに、あとから反省をされて何とかあいさつがあるだらうと思つて待つておつたのですが、今日までないの

ましたときに、議員を暴力をもつてけられました。——私の左のものをけつたことは事実です。現場において私がつかまえておるが、他の同僚の警察官が押しやつて連れていった。こういう事實がある。この点について、たしかそのときの指揮官か何かから御相談があつたと思いますが、あつたかどうか。私はその人間を責めようとした。立つておつたので、若い者のやり過ぎであるから、私はその責任を問おうとはしないけれども、そういうことが今後行われるということになりますれば、これは重大な問題です。ただいま問題になつております沢君の問題のように、国政審議が十分できなくなるのと同じことで、議員そのものが院内においてけ飛ばされると、ことになりますと、重大な私は問題だと思うのです。この点、具体的に指揮官から報告があつたかどうか、その人間がはつきりわかつたかどうか。私は胸ぐらをつかんだのですが、つかんだやつをみんなが来て押し切つて連れていった。その人間はわかつておるはずで、やつた人も私をやつたことを十分確認しておるはずです。それは何でもないときのできごとなんですよ。入るとか入らせぬとかいう押し問答じゃない。済んだ三十分後ですよ。この点は重大な問題だと思うのです。今日まで私は、反省されて何とかございさつがあるけれど黙つておつたのですが、たまたま

ら、確認されてそれに對する処置をしていただきたいと思います。

○江口参考人 五月一日のメーデーの国会前を通りました路線の一番最後の梯団が国会に入らうとして——その梯団は議員の秘書団が大部分だつたそうです。デモに加わっていて、いきなり国会内に入られるということは、われわれ警戒に当つております者の予想したことです。そこで、そういう予定にはなつていません。デモの条件は、そこからずっと横の下の方に降りていくということです。ござりますから、従いまして、条件にないのに入るのは困るということです。一応阻止したということを聞いております。ところが、議員の秘書団だけではなくて、今お話をあつたような議員自身も相当おられた。議員が国会に入るのを阻止するということはできないから、そこで門を開けて、入ってくる者とこれを阻止しようとした者との間に多少のいざこざがあつた。その際に、足をけられたとか踏まれたとか、今古屋さんのお話では故意にももをけられたといふことであります。あるいはそういうことがあったかもしませんが、そういう具体的な、だれがだれに対してもういう手に出たかといふ詳しい報告を受けておりません。そういうよな段階を経まして、多少のトラブルがあつた。警察官自身も銃や警棒をとられておりますので、多少のいざこざがあつたということは私聞いて

○古屋委員 それは違いますよ。冗談じゃないですよ。何を言っているのですか。それは違いますよ。それは三十分もたつてからのことです、全然違います。その問題とは別です。そんな問題ではないのですよ。これは、中村君がかりませんが、知っています。十人ばかりおつて、帆足君もおつたのです。二十分も三十分もたつてから後のことなんですよ。そんなトラブルの問題じゃないのです。平靜に復して、そして二十分もたつてからの問題です。新聞記者たちも知ってる。「報告が間違っているのだ」と呼ぶ者あり) 報告が間違っているかどうか知りませんが、その指揮官が一つも報告していないのですか。そのトラブルのときには全然関係がないのです。二十分ですっかり平静になつて、そして皆さんのが全部入ったあとなんです。議員も秘書団も何も全部入つたあとなんです。ただ中村君と私と二、三の新聞記者があとに残つて、ほかの話をしていたのです。これではみな院内に入つてからのことなんですよ。それを、だいぶ前のことと興奮しておつたかも知れないけれども、わざわざきりにくる必要もない。重要な立てるべき事でもないということを考えまして、私どもの方からも特にございません。いさつに歩いていない次第でござります。

が和解したとか話が済んだということは前の話なんです。今の沢さんの問題がありましたから、重ねて申し上げるのでですが、これは院内の問題だ。院内の国政を審議するわれわれの活動の自由の問題です。これは私のことだから申し上げたくないのですけれども、これは同僚諸君も確認し、新聞記者諸君も確認し、帆足さんも確認しておられる。これは調査せられてはつきり御答弁願いたいと思うのです。これについて上司に報告していないのですか。これは私は自分のことだからきょう今まで黙つておりましたけれども、そのときに診断書を取るということは男ばのないことだから、今日まで黙つておったのです。ところが、今、沢さんの問題が出て、こういうことが重なると、これは重大なる国会内部の審議に関する大きな問題でありますから、私は事重大に考えていただいた方がいいと思うのです。明確に調査されまして——これはやつた本人はわかっているはずです。私は腕をつかまえたのですが、それを五人か六人ずっと押して私の腕を振り離して行つたのですから、それで、上司の方に、君、はつきりあの人間を調べてもらいたい、こういうふうになつておりますから、よくお調べを願つてはつきりしていただきたいと思う。そうしないと、これは譲選で大きな問題になります。そこまでやらないで、あなたがはつきりしていただけばこれは片がつくのじゃないかと思うのです。十分に御説教を願つて、その責任を明らかにしていただきたい、こ思ひます。

○江口參若

○江口参考人 先ほど私がお話をしました事件の二、三十分あとの事件だそらくでございまして、その報告は実は私等がございませんので、帰つて十分調査をいたしまして、その真相を明らかにいたしたい、かように考える次第であります。

○世耕委員 売春法以外のお話が出来ましたから、私もその問題に関連して一応念のためにお尋ねしておきたいと思ひます。

実は、過般の本会議で、私は、一これは反対党であると思います。少しばかり余裕を置いてそういう言葉を使いますが、反対派の議員諸君からすねつけられた。そして貴重品を実は紛失をげられた。した。しかもそれは本会議場内です。

私は議長の命令によつて投票場に行こうとしたが、それを妨害された。妨害ばかりではない。暴行を加えられた。もしそういうような問題、場内外の問題をとらえてこの委員会で論議なさるのだから、私の問題も一つ取り上げていただきたい。そして徹底的に糾明していくたゞ、それがすなわち人権擁護であり、ほんとうの法の権威を維持するゆえんと思う。私は外の問題は二の次であると思う。私は公務執行を妨害された。これをどうするか。この点を一つ理事会で取り上げていただきたい。私は実は黙して語らなかつた。けれども、たまたまそぞういう問題に触れてきましたから、そういう問題をお取り扱いになるものなら、私の分も一つやつてもらいたい。これは私個人のことありますが、御参考までに申し上げます。

○池田(清)委員長代理 世耕君に申し上げます。今の世耕君の御発言は、院

内においてわれわれが協力してやるべきでございます。この委員会におきましては、いわゆる院の外との関係のことを今議題にされておったところであります。院内のことは院内御当局で一つ実現するようお互に努力いたしました。

1

○江口参考人 先ほど、細田さんでございましたから、お答えいたします。私も非常に手ぬるいということはどうぞざいません。印刷局の問題にしましては、通産省、農林省、東京都庁の問題にしましても、少し心を加えておるということは絶対にございません。印刷局の方に手が入つております。ですから、いかなる官庁でもあります。ましょとも、そういう不正があります以上は、これは当然でございます。志賀さんは、これよりお尋ねましたが、もし不正事実がありましたら、これを摘発するにやぶさかでないつもりであります。

○志賀(義)委員 実は、これに関連して、破壊活動、これに関連して公安調査厅といふものがありますが、そういうところでもこういふ問題は本来調査すべき問題であると思います。きょうはその方の関係者が出ておりませんから、委員長の方でこの次そういう方のお呼び出しを願いたい、それだけをお願いいたしております。

○世耕委員 先ほど私の発言に対して、委員長は見当違いの答弁をなさつておられるよう思ふ。本会議場ではなかつたが、少くとも衆議院の場内において行われたことだということを聞きました。

古屋君の問題も院内のことでだと私は聞いておる。これが院外であれば、全然この問題にすべきではない。警察と個人の交渉です。少くとも衆議院議員という肩書きを持つて登院して公務を行

八

う場合には、おのずから私は別だと思  
う。そうすると私の意見と一つになる  
わけであります。また、これは、社会  
的に考えてみますと、院内であれくら  
いのことをやつたのだから、外であれ  
くらいのことをやつてもいいんだろ  
うというような空気を現在作つていま  
す。それをどうするかということです。  
私のねらいはそんなんです。反省  
するのはお互いが反省しなければなら  
ぬ。一部の警察官や若い者の乱暴を責  
める前に、われわれが果して代議士と  
してりつぱな行動を行なつておるかど  
うかということを反省すべきではない  
か。だから、私は、なくれても、けら  
れても、そうして場内で公務の執行を  
妨害することをわれわれは反省すべ  
きだと思う。なぐるよくな人は往々に  
して脱線するのです。だから、私はそ  
の点を特にお願ひしたのであって、ど  
うぞ、議長の権限と警察の権限を両方  
とも混同して申し上げたのじゃないと  
いうことを御了解願います。

質疑を許します。世耕弘一君

○世耕委員 私は、明日事務次官がおいでになるそうでありますから、昨日の続きを一端を松原政務次官にお尋ねし、文部関係で性教育の問題に二、三触れて、その程度で本日はとどめたいと思うのであります。

せない、こういうお話をだつた。これもごもつともだと私は思ふ。私はこの際に文学価値のことを論じようとは思わなかったのだ。われわれが法律を作る場合には社会常識を基本とする。そういう場合に、この発表が果して妥当なりやしないのだ。なぜこういうことを深入りしてお尋ねするかと申しますれば、こういう点をはつきりしておかなれば、実際取締りの衝に当る人は手の下しよがないのです。そこで私は重ねてお尋ねするようなわけであります。幸いにして政務次官はお読みになつたといふから、お差しつかえのない範囲で御所感を承われれば、けつこうだと思ひます。

それなら事務局にお尋ねします。この刑法の条文と輕犯罪法はこの小説に適用されないのかどうかということを御研究になつておるか、あるいはなつておられないか。常識で判断ができないようでは、今新たに作ろうといふ強い法律は、私は作ることがすでに強力な法律は、私は作ることがすでにむだだと思う。社会に大きな波紋を投げるものだと申し上げたい。即答がもしある気がお進みにならなければ、御研究の上御回答になつてつけこらだと思ひます。

りまして、真剣にこの問題を了解しました。できたら、これを世論に訴えて、世論の正しい批判によってこの問題を片づけていただきたいというのが私の意願なんですね。どうか率直な御意見をもし承われれば非常に審議の上に便宜だ、かようになります。

○長戸 政府委員 昨日も申し上げましたように、文学に関するものといたしまして、私の記憶するところでは、ロレンスの「チャタレイ夫人の恋人」、ヘンリー・ミラーの「セクサス」、石坂洋次郎氏の「石中先生行状記」の一部、「川柳末摘花」のあるもの、いろいろふうなものが問題になつたかといふうに考るわけでござりますが、文学、芸術に関する問題につきましては、一般に与える性風俗維持の点もともとより重要でございますけれども、一面、思想表現の自由に関することございまして、先ほど申し上げましたように、本件についての犯罪成否については御解答いたしかねるというふうに申し上げます。

○世耕委員 これ以上お尋ねするのはどうかと思いますから、なるべく差し控えたいと思いますが、チャタレイのあの事件をどういうふうに御処理なさいましたか。

○長戸 政府委員 これは、御存じのように、起訴いたしまして、最高裁判所の最終判決がまだないというように記

りますが、それと比較して今度の谷崎氏の小説はどう判断なさいますか。御判断になる前に、私が申し上げますれば、チャタレイよりももっと深刻だと思います。もつと露骨だということです。文学的価値ということについては私は批判する資格はないかもわかりませんけれども、文学的価値から見て、チャタレイ夫人のの方が文学的価値が深いんじゃないかな。むしろ、きのう松原政務次官がおっしゃったように、これは春画を文章に表わしたものだ。私は、むしろ、逆に言えば、春画を描いてその上へ説明を加えたものだ、りっぱな春画だと思う。こういうものを放置しておいて、——私は今はかの方と話をしたのだが、汽車のかまをうんとたいておいて、汽車を走らせなければどうなる。きっと爆発しますよ。私はここで論じているのではございません。私は、これをすぐ告発しろ、検挙しろ、そういうことを端的に申し上げるのでない。それほど軽率な態度で非常に人情の機微の重大な問題だと思う。私は、何十万部と売れてゐるのではないですか。なお、愈のために申し上げますが、帰つてこゝをお読みになつたら、——今読むだけはやめますけれども、妙なところをなめて、そうしたら近眼鏡を腹の上に落したのがこの絵じやないですか。その説明をしているんじゃないですか。りっぱな春画ですよ。それも、いわゆる近代的な思想から見て、それほど取り立てて論議するのは間違いだというなら、それまでだと思う。それをここではつきりしてあげなければ、私は取締り当局がはつきりした態度で臨めないんじゃない

りっぱな法律が幾つも現にできていないから、がら今日実行できないのはなぜかとといえば、結局実施できないような法律を作った結果であるということが言える。これをわれわれは二度繰り返したことだ。

なお、今度は政務次官にお尋ねいたします。「太陽の季節」は読んでないということですから、急所々々だけをお読みいたします。まず、この広告の評の中には、沈滌の文壇に波紋を投じて、ときめく青春の凱歌をあげた芥川賞受賞の問題作、こういうので出ておりまます。それから、伊藤整という人が評して、いくわく、近代文壇に現われた新進作家で、その第一作から石原慎太郎君はどう問題を投げた人はいないと思う。作家石原君の出現は社会問題のような形態を呈しておる。——これなんです。社会問題を呈しておる。しかし、この人を作家として見れば問題は単純である、彼は日本の生きている放置された若さといふものをほんとうに発見して描いたものである、それが真実に目をふきぐことになれている多くの人々にショックと自己発見へのきっかけを与えたものである、こういうふうに批評しております。これは純文学として取り扱うか社会問題としてこれを取り扱うかというとに分かれ目がある。うものが一応浮んできております。青いものが思ひうのですが、この批評は私は端的にして要を得て、いると思ひます。この「太陽の季節」の主題の登場人物の中に女子大英文科のグループといふものが一応浮んできております。青い

状況をここに描写しているとも思はれる。「成る程英文科の女子学生達は互に勝手な外国名をつけて呼び合っている。彼女達の名は、エルザ、サリー、マリ、ミッチー」という名前で呼ばれて、その手術の結果が思わしくなく、創作ではなくして現実を語っている。これは今の現状なんです。決して、いかげんな小説ではないということを、かれども、実際を言うと、これはがここに言えると思います。これも読みたくないのだが御参考までに譲

こちらを向いた気配に、彼は勃起した。陰茎を外から障子に突き立てた。障子は乾いた音をたてて破裂、それを見落した。」と書かれている。これが何と萬部と今販売されて、上級の中学生ら高等学校の生徒は喜んで読んでいた本を力一杯障子につけたのだ。本は見事的に当って壊された。英子は読んでいた本を力一杯障子に打ち落とした。」と書かれている。これが何と萬部と今販売されて、上級の中学生ら高等学校の生徒は喜んで読んでいた本である。これも文学的価値としてそのまま放置していくでしようか。刑法の存在、風紀取締り、わいせつ罪の取締りの法の目的は、私はどこにあつたかやうなことをまず尋ねてみたい。これは文学的価値ありとかりに評価するならば、われわれはこれから作らなければならぬ法律もよほど考えなくちやうらぬことになる。法律は社会の常識を取り入れた法律でなければ実施しては効をなさぬというのが私の法律に対する一つの見解です。誤まつておれは間違ひでござりますが……。

○長戸政府委員 私は文学については、門外漢でござりますが、文学はおそれなくは現実の世界をリアリスティックに文学的に表現するということにあると思います。芸術ないし文学と称するものにつきましても、その全部または一部が刑法上わいせつに触れるといふうなことでありますれば、これは文学的な価値というようなものは別に犯罪として処理するという態度はわれわれは持しておりますのでござります。

それから、もう一つは、石原慎太郎氏の「太陽の季節」などに現われたところが、要するに現在の若い世代の性生活あるいは性行動といふものをリアルティックに表現されたものであるから、そういう現実というものを考えずして本法案を論議することはできない。こういふふうなお考案ではなかろうかと思ふのでございます。戦後の道徳の頽廃、これは、いかなる国においても、ことに敗戦した國におきましては特に著しいようでありまして、わが國のみに限らないことではございませんけれども、売春婦の実態等を見聞しておりますと、ことにパン・パンと称する者、洋娼と称する者につきましては、転落の原因には、その間に強姦あるいは強制わいせつ等の犯罪がございませんでも、自由をはき違えたところの放縫なる性行動あるいは性生活といふものがあるように考えるのでござります。そうした放縫的な性生活なり性行動といふものに対して、政府または社会がそういうことながらしめるよろしくしていくことが大事である。私どもは、この売春立法とともに、若い世代の正常なる、あるいは清潔なる性生活の育成指導ということについて、行政措置なりあるいは社会の啓蒙活動が必



と考へる考へ方に基いた取締り方針で、なるほど売春を悪であるといふことは一応規定はしておりますけれども、その取締りの重点はむしろ売春を食いものにしていることが悪であるといふことに重点が置かれて立法がなされたおるというふうに考えられるのであります。そこで、私どもは、この法案に対しても、何と申しましても、この法案の意見を持っており、またすみやかに通過することを希望しておる一人であります。ですが、何と申しましても、この法の目的からいたしますと、私は多少ここで矛盾する点があるのではないかと、いうふうにも考えられますので、まずその点について第一にお尋ねいたしますが、この法案の第二条に、「この法律で「売春」とは、対價を受け、又は受けたおりません。従つて、男子の売春と売春の定義に婦女がといふことが入つておらぬことをいふ」となつております。この点は承つておるのであります。この点は私は法規全体の精神から見て矛盾であると思う。婦女の転落防止あるいは基本的人権の保護ということを中心考へるならば、この法案ではいわゆる風俗問題として性交類似行為等の取締りをしておらないのであるから、これをもつとすつきりした形で、婦女に限定すべきであると考えるのであります。

この点を長戸刑事局長から伺いたいと思います。  
○長戸政府委員 ただいまのお尋ね、ごもっとものでござります。私どもどいと申しても、中心たるもののは完春婦、完春を行ふ女子でござりますが、対策審議会の過程におきまして、最近における事情として、男子を主体とする完春というものがある、——これには俗に言う男娼ではございませんで、風子が女人の人を相手として完春するものでござります。しかし、それに対しましては、あるいはこの法律で規制しないで他の法律なり条例に譲るというふうにも考えた次第でございますが、現行憲法上の観念からいたしまして、男女平等に扱う必要があるのでないかというふうな御意見もありまして、こには特に完春には主体を制限しなさい、従つて男女ともに主体たり得る、こういうことにいたしたのであります。しかしながら、男子につきましては、これを保護更生の対象とすることは現在妥当ではありませんので、保護更生の措置につきましては女子のみを対象とするという態度で臨んでおります。

る罰則に關する問題でござりますが、私は、この業者に対する考え方といふものは、從来においては、法規のいろいろな關係もございましょうが、非常に寛大に扱われておつたというふうに考へるのであります。後ほどいろいろお聞きしてみるつもりであります。これに対し業者に対して体刑で臨んだといふ例は今まであまりなかつたのではないかと考へられるのであります。これに対して、今回の十二条、十三条といふような非常に重い刑をもつて臨むことは、画期的な考へ方に基くものであると考へまして、私どもも贊意を表するにやぶさかではありませんが、ただ、今までに出ました諸種の売春取締法あるいは今回社会党から提出になつておりますのであるというふうに考へております。

法案等の罰則等を勘案いたしまして、今回の売春防止法の十二条、十三条の罰則は私は今までに例のない重いものであるというふうに考へております。

それは、單に、法定刑が十二年では十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金、十一条二項は七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金、こういふように、法定刑が十年とか七年であるから重いと言うのでは私はないのでありますし、この二つの条文には前例にもなつたようだに懲役刑と罰金刑を併課しておることであります。社会党案においても、たしかこの十二条に該当するものは一年以上十年以下の懲役を選択できるといふ建前に立つておる法規であると考えるのであります。ところが、本法十二条は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金となつており、

また、十一條の二項には、やはり七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金となつておるのであります。そこに選択の余地がない。必ず懲役刑と罰金刑とを併課しなければならない、一緒にこれを課さなければならぬといふ建前になつておるのであります。この点は、業者に對していかなる事情にもかかわらず全然罰金刑を課する余地がないといふ法律になつておると考へるのではありませんが、こういふ法律にしたまう罰条にいたしました根拠は何であるか。これは、私から申し上げるまでもなく、懲役刑と罰金刑を必要的に併課するということは、刑法においても贋物故買に事例があるだけであつて、他には、あるいは刑事局長代理は御存じかもしませんが、私の知る限りではあまり見受けないよう考へらるべきであります。特に十一條二項、十二條につきまして必要的併課といつしました理論的な根拠を承わりたいと思ひます。

の時期が過ぎましてもなおかつこれを  
行う者に対しましては重刑をもつて臨  
む。こういうふうなことが再び復活し  
てくるということを押さなければなら  
ぬ。それに対しても国として相当強い  
決意をもつてしなければ、従来の経過に  
徴すればまた同じことになるおそれがあ  
る。そういうふうな国の強い決意を表  
わす意味におきまして、ます十年という  
刑を盛つたわけであります。次に、三十  
万円以下の罰金といふものを、「又は」と  
して選択的にし、第十五条において情  
状により併課することにする。こうい  
うふうな考え方方が基にあるわけでござ  
いますけれども、十年という刑と三十  
万円という刑とがペラルになるとい  
うこととは一面おかしな点もござります  
し。また、裁判等の関係で三十三年四  
月一日以後に行われるこの種犯罪が罰  
金をもつて軽く処理されるといふふう  
なことは、むしろ避くべきである。こ  
ういうふうな利得犯罪に對しては当然  
併課にして、これの絶滅を期する方が  
よい。かような考え方から併課をとつ  
たのでございまして、これは、ある意  
味におきましては、林委員のおっしゃ  
るように、日本の法制として珍しい行  
き方をしたものと思つております。外  
国の立法例としましては、ニヨーヨー  
ク州刑法二千四百六十条等におきまし  
ても、二年以上二十年以下の拘禁と五  
千ドル以下の罰金とを当然併課してお  
るというふうなこと、その他にも同様  
のことがございますが、それらを勘案  
してこのように定めた次第でございま  
す。



一千円以下の罰金でも、逮捕して業者に拘留して調べなければならない。こういうふうに、社会の被害者としての基本的人権を侵害されている婦人を踏み台として、捜査の種として業者を処罰するというようなことは、法案の趣旨に対する本末転倒であるといふように私は考えるのですが、そういう考え方、つまり、ただいまの、売春婦を種として他の証拠を固めるという考え方に対して、捜査当局の御意見を承わりたい。私は、これはきわめて冷たい考え方であると思う。こういうところに人権の侵害があるのだと思う。口には売春婦に対してあたたかいことを言いながら、心底に、売春婦を憎み、また酌婦を卑下している。そういう考え方があると考へる。徹底的にこういう考え方を払拭しなければ、売春取締法の目的は達成されないと考えておりますが、それに対する捜査当局の御意見を承わりたい。

れは、手段にするというふうな考え方でなくして、反射的に立証に役立つといふ意味において了解しておったわけですがござります。それを立証の手段とするごとのみから处罚するというふうな考え方がもござりますとすれば、それは本末転倒である、かように考えます。

○林(博)委員 この法案の実施が昭三十三年四月一日になるが、それまでの過渡的な問題について一応検査当局の御意見を承わりたいのであります。三十三年の四月一日からは業者に対しても厳格に取り締らうことになりますのであります。取締り当局といたしましては、現行法規のもとににおけるこれまでの取締りと、この法案が一応通りいたしました後施行に至るまでの間の取締りとにおいてその態勢に変化があるかどうか。たとえば、この法案には、客引きをしたりいろいろな表に現われるような行為を勧誘するような行為が禁止されているのであります。ですが、そういう点も、今までおそらく取締りの徹底をしておらなかつたと思うのであります。ところが、こういいう法案が通りました結果、こういいうような行為が禁止されているのであります。ところが、これは、立案の過程におきましていろいろな意見が出ましたが、いわゆる業者に対する罰則と、その他の表面に現われた五条、六条といったようなものを分けて考え方をして、直ちに施行できるものは施行したらいじやないかというようなお考え方の方も経験者の中にはあった。ところが、この法案では一律に施行することになつているのであります。そういう関係から見

ましても、取締りに対する態勢についても、この法案の施行前に多少変化があつてもいいのではないかということを考えられるのですが、それに 対する法務省並びに警察関係の方の御意見を承わりたい。

○石井(等)政府委員 本法案の施行につきましては、お話しの通り、まず保護更生の施策を講じ、転廃業のための猶予期間を置き、かかる後に昭和三十三年四月一日から全面的にそれが施行されるという建前になつておるのであります。従いまして、警察当局といたしましては、まず保護更正等の行政施策が取締りに先行いたしまして、それに よつて問題の女子等の保護更生ができるだけ実効のあがることを期待し、また、業者につきましては、自主的に転廃業等の措置を進めてとられることを希望いたすのであります。同時に、警察といたしましては、現行法令に基きまして、あるいは地方条例に基きまして、可能な限り取締りを強化して、昭和三十三年四月一日に新法が全面的に施行されるまでに、円滑な移行ので きますよう、逐次現行法のもとににおいて取締りを強化していく、こういう態度で臨みたいと思っております。

○林(博)委員 この売春婦の保護更生等につきましては他の委員からの御質問があるのでございましようが、ことに、本法が施行されると、先ほども申し上げましたように、業者に対しては非常な懲罰になつておりますが、どうしても迫るというような建前になつておるのであります。従つて、ただそ

いうことを刑罰をもつて取り締るというだけでなく、特にそういうような法規をもつて、國の方針として業者の転売業を追つておるのでありますから、そこで転売業に対するあたたかい措置といふものも考えられなければならぬこと考へるのでございますが、その点に關する當局の御意見を承わりたい。

○長戸政府委員 この業者その他の取締りにつきましては、ただいま石井長官から仰せのように、おおむね現状の取締り態度、そういうもので進んで参りまして、三十三年の三月三十一日に近づくにつれてそれを強化していく。それによつて三十三年四月一日から滑なるすべり出しができるようこしたまし、かよううに考へておる次第でござります。業者が転売業いたしますについては、業者に対する措置、この点については対策審議会でも検討中でございまして、やはりこれは現在でも違反ではございませんけれども、その転売業についてはやはりあたたかい心をもつて臨む、そういう態度で進みたいたいと思つております。

○林(博)委員 最後に、これは政府案ではなく社会党案に関連したことなのあります。が、この社会党提出の法案と条例との関係であります。が、この社会党案がかりに施行された場合に、各府県の条例との関係が規定がないように思つてあります。が、これはどういう関係になるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○野木政府委員 問題点は、たとえば單純賣春を社会党の案ではたしか罰しておられたと思います。地方の条例では單純売春を罰しているものは相当あります。一点はつきりした点をとつて申し

上げますと、社会党の法案が両院を通過して法律になつた場合は、地方の条例はその法律に反するといふに成つて、地方条例はその点で黙つてしまつて失効してしまう。そういうふうなことがあります。

○林(博)委員 ただいま申しましたように、単純充春というような条項だけをとつて考えればそういうことがあります。地方条例の中には常習充春を処罰したものもある。こういうような関係はどうなるか。また、個々のたとえば東京都条例の一一条の二号に、「道路その他公の場所において、充春の目的をもつて、立ちどまつたり、うろついたり他人の身邊につきまとつたりして相手方を誘つた者は三千円以下の罰金又は拘留に処する。」といふことになつておりますて、必ずしも社会党提案の充春法案と構成要件が一緒でない。ことに顕著なものとしては、たゞいま申し上げましたような常習充春、これは社会党の提案の中には常習充春を処罰するという規定がない。そのような場合に、一体どういう考え方をもつて措置したらいいか。社会党の諸君は果して各種の条例と对照された上で、そういうことを考慮されておつたのか。

ことではなくて、法案全体の趣旨から判断して、おそらく、社会党法案によつても、趣旨としては、地方条例はその法案の趣旨に矛盾する限りは失効する、そういう趣旨だと存します。果して矛盾するかどうかということは、はつきりしておる場合もあるし、場合によつては多少はつきりしない場合も——そういう点は具体的に検討しなければわかりませんが、趣旨としては提案者に聞いてみないとはつきりしませんが、法律の常識として申しますと、そういうことになるのだろうと存する次第であります。

○林(博)委員 私はこれ以上追及いたしませんが、やはり、法律として実施されるには、一般住民がわかるような法律でなければいけない。各府県に条例が五十幾つもあって、そのうちのこの部分は適用されるか、あの部分は適用されるかといふことが、専門家にもわからぬような法律の出し方では、一般的住民がはなはだ迷惑だと思う。そういう点についてこれ以上申し上げませんが、なお、社会党の方々のこれに対する明確な御回答がありましたならば承わりたいし、また、今日御即答がないということならば、御研究の結果御回答願いたいと思います。

○高橋委員長 今日は政府案を中心

質疑することになつておりますから、社会党の方でも、その問題について質問があるとすれば、十分なる御説明がります。

○林(博)委員 今日は政府案が中心でありますから、この程度で質問を打ち切ります。

○高橋委員長 ちょっとと申し上げます

か、菊地委員と横井委員から関連質問

の申し入れがあります。これもやはり通告順によつてお許ししたいと思いま

すから、御了承願います。菊地養之輔君。

○菊地委員 私はこの三日間の本審審

議に携わつて参つたのであります。

ただ一つ疑問として考えておるところ

があるのでござります。それは単純壳

春を処罰するかどうかという問題でござりますが、これは、林君のように、非常に売春婦に同情して、顔を仰ぎ見ることもできないように感情的に同情しておる方もあるだろうし、あるいは、売春の法規をもつて、これは犯罪であるという観念を与えることに

よつて、法律の威嚇によつてその行為をさせない、いわゆる売春をさせない、未然に防止することができるといふ観点立つての議論もあるだろうと私は思います。これはおのおの意見の違いでありますから、あえて私は林君の議論に反駁するものではございませんし、またそういう規定を置くことが正しいと主張するものではありません。正しいところは、将来当局側がこれをお聞きしたいのは、この法律を規定する理由であります。松原政務次官及び刑事局のお話を聞きますと、これに満足するものであります。たゞ、お聞きしたいのは、この法律を規定する理由であります。松原政務次官は立証困難であるからだといふことを何回も何回も繰り返しておるのであります。こういう考え方でいわゆる罰するか罰しないかをきめるといふことがありますから、この程度で質問を打ち切ります。

○高橋委員長 ちょっとと申し上げます

か、菊地委員と横井委員から関連質問

の申しことに付いては、いろいろ

とあります。将来の立法措置の問題とし

て、私は一言この点について質問申

上げねばならぬと思うのでございま

す。

立証困難は立証困難でありますよ

う。しかし、これは、立法技術の問題でございません。検査技術の問題で

ではございません。検査技術の問題でございません。検査官がそれを立証す

るための検査の努力が非常に要る、費

用がかかる、そういう問題だけで処罰

をするしないを決定する問題ではない

のであります。それは、制度として実

現された場合に、その行為は処罰の対

象にするかしないか、検事会議として

その重大性について考慮すべき問題で

あります。立証困難であるから処罰しない

のだと、理由は成り立たぬと私は思

います。しかも、松原政務次官のお話

を聞きますと、自白をしても公判のと

ども、それはやむを得ない状況であります。

立証困難であるから処罰しない

のと、立証困難であるから処罰しない

のと、立証困難であるから処

○菊池委員　お二人の答弁で真意はわかつたのでありますけれども、大体すべての事件といふものが立証困難であると思います。もちろん単純壳春がその困難の一つではあることは私ども認めますのであります。しかしながら、十分な次官や長戸さんの言われるように、立証困難であるということになりますと、これは、時代の変遷と性のモラルの発展によつて、将来壳春をする者を罰しなければならない時代が来るかもしれません。そういう場合に立証困難ではない。そういう理由で処罰の対象にならないといふようなお考えを持つておられたのでは大へんであります。私どもは、いわゆる性のモラルを尊重する意味でこの法案に賛成するものであります。この点は十分に御理解を賜わりたいと思うのであります。

以上でござります。

○松原政府委員　御趣旨はよく了解いたします。もしそういう立証の困難なものでも、推定といふようなことで処罰することができるということになれば、これまた可能であろうと思います。社会党の方ではこれを処罰の対象にしておいでになりますから、いづれ御意見を承わつて、われわれは御教示を得たいと思うのであります。

○高橋委員長　横井太郎君。

○横井委員　私は業者のことについて悪いということは、もうほとんど観念をいたして参つておるよう見受けるのでございます。ところで、今長戸政務委員のお話を聞いておりますと、こ

の十一条で非常に重く罰するといつては、昭和三十三年の三月三十一日降においては、再びかよくな商売をいたさんようにするのだ、根絶をするんだ、そういう趣旨でござります。もつともだと思うのでござりますが、再び、こういう商売をいたさんようにするには、業者の転商業というものを十分に考えてやらなければ、また自然とこういう道に走る人もできてくると思うのでござります。従つて、この際に転商業に対する考へてやらなければならぬと思われるでござります。いましようが、今簡単に長戸政府委員からお話をございましたが、この機会に松原政務次官のお考えを承わりたいと思います。

なんその他、何とか駄磨業のできるようになに努力工夫すべきであるということが多い課題になつております。いずれこの壇上対策審議会は長く続くものでございまして、今日も保安処分その他についてなお宿題として審議いたしておりますので、その慎重なる御審議を待つて、その御答申によつて私どもも善処いたしたいと存じます。

もある。今日各県との県条例があるけれども、実際の取締りができたかったのは、少くとも終戦後におきてはそういうことがあるので、取締れなかつたという点もございまが、そういうことを勘案いたしまして、先ほど林委員からも言われましたが、どうか一つ再びこういう商究会をめることのないよう、転業ができます。よう前にお願いを申し上げます。

○高橋委員長 志賀義雄君。

○志賀(義)委員 この壳春防止法案をできるだけ今国会において成立させなければ、またお流れになつては困るのあります。この法案の第三条、「何人も、壳春をし、又はその相手方となつてはならない。」というのは、これは単なる禁止宣言で、罰則もございません。それならば第一の目的の前提として書くべきものであつて、法的解釈としては非常に不備でござります。しかし、それを今いじつていますと大へんでありますし、そういう点については第四条に人権の保護規定も入りますから、触れないことにしまして、内容の点について若干の御質問をしたいと思います。

政府も参加した壳春対策審議会は、四月九日に政府に案を上申しております。ところが、政府が衆議院に提出したのは五月二日になつておる。その間約一月ばかりあつたのであります。もう会期もだいぶ迫つて参りましたが、政府は果してこれをぜひともこの国会で通される決意を持つておられるのかどうか、そのために努力したのか、そするはずでございますが、実は、この

○松原政府委員 法務大臣からお答えを

お尋ねは、先般も参議院におきましてはなま  
お二人の方から鳩山内閣總理大臣に御質問がございまして、内閣總理大臣はきっぱりと、党の意見もきまっておる、政府は責任を持つて出した、本国会において成立することを期待いたしました。政務次官の方をお送りいただきたいと思ひます。

○志賀(義)委員 安心ばかりはできませんけれども、今の言葉はしかと伺つておきます。ただ、その間に、業者の大量の陳情とかなんとか、そりやうござりますから、どうしても心配せざるを得ないわけであります。ただいま松原政務次官からはつきり言われたので、それはぜひともそろしていただきたいと思う。

そこで、この法案の施行期日であります、この施行期日が、審議会案では三十三年一月からになつております。これもややゆっくりしていると思ひますが、それが、今度政府案では十三年四月一日以降になつておる。予算の関係があるというふうに説明もありますけれども、これが今年度の予算といふことならば問題でしようけれども、再来年の予算になりますと、善は急げといふことわざがあるでしょう。どうして一月といふ審議会案を政府案は四月以降に直されたんですか。そのところを御説明願いたい。

○松原政務次官 別に他意はございません。私どもは刑罰を主体といたしておるのではないのです。この業態のなくなることを主体としたとしておるのでござりますから、まず更生保

譲を先行させて、その先行の間にこの業務が自然に消滅する期間を置きたいのであります。そして一年後にはこの業務がスムースに消滅しておるようにならせてたいのであります。その期間が三月ほど長くなりましたのは、別に他意があるのでなくして、保護更生の期間を一年、その間に徐々に業者の諸君にも転廻業をしてもらつて、なるべく円満にこの法律案の趣旨が実現するように期待いたしておるだけ、三月くらいのところでござりますから、そういうふうにお疑いにならないで、どうぞ御寛容を願いたい。一日も早くすることを希望いたしますが、長い問題でございます。革命のようなわけにはいきませんから、どうぞごゆつくりお願ひいたします。

○志賀(義)委員 革命は長期かつ困難な仕事でござりますから、松原さんがその点で御心配なさることは御無用でござります。三月ではありますけれども、会計年度で申せば一年であることたがよるや御存じないことはないと思

う。婦人団体が非常に心配いたしておられますことは、こうして延ばすにつれます。この法案を実施して、赤線地域、青線地域が旅館に転業した場合はどう対処するか。つまり、転業によつて脱法する可能性についてどう考

かという問題があります。これは、政府の逐条説明書によりますと、旅館法の一部を改善することも同時にあるといふことになつておるのでですが、その点は法務省では考えておられますか。

○松原政府委員 お答えしますが、そ

からも先般お答えがあつております。いずれ、いろいろな方面から、これは単に一片の法律でなく、行政措置をす

べて総合して更生保護の道を講じ、一方には転廻業の道をも立てなくてはならぬので、乏しい過去の実績から見ましても非常に困難であろうと思いま

すが、旅館法等におきましては部屋の大きさ等もあることでありますから、私詳、いことは知りませんけれども、一つ厚生省の方にお願いしたいと思

ます。

○志賀(義)委員 厚生省じゃないので

すよ。といふのは、政府から提出された逐条説明書によると、第十一条第一項にこういうことが書いてあるのです

よ。これはお読みになりましたな。

「下宿・アパートを経営する者がその一室を貸与した後、その部屋で売春が行われることを知った場合、それだけ

では、本項の罪にあたらないと考えておますが、その後、これを理由に貸

料の引上げをしたり、あるいは、容易にその部屋の返還を求めることが

できるのに貸借期限後契約の更新をしたりするなど、実質的にみて新たな提

供があつたと認められるときにも、本項の罪が成立いたします。」、こうなつておる。そうなつてくると、再来年の四月まで延ばしておいて、下宿・ア

パートに変つた場合、そこで売春行為が行われていることが発見されても、それが業態としてなされたときにおい

て二項に当るといふ趣旨を明らかにしたものでございます。これが、業者がいわゆる脱法として行う場合におきま

ります。おおむねこの二項によつて処断し得る、かように考えた次第でござ

います。

○志賀(義)委員 お聞き下さるには参りません。この点、どうなさいますか。

○長戸政府委員 その問題につきましては、もとより旅館業法等の改正なども検討しなければならないと思いますが、われわれの面におきましても、そ

のために第二項を置きまして、アパー

ト、下宿等に女を置いて、初めはその者が売春をすることを知らなかつたと

いうふうな弁解をいたしましても、かなりの人数をそこに置き、それによつて業態として認められるというふうな

場合におきましては、その弁解を認めず、第二項によつて七年以下の懲役等でもつて処斷したい、かよくな意味か

ら規定いたしておるわけでござります。

○志賀(義)委員 今長戸政府委員は第二項をあげて言われましたが、その第

二項の説明にどうなつておるか。「旅

館業等を営む者がたまたま売春の場所

を提供したときは、その回数が多くても、前項の罪が成立するのは格別、本

項にはあたりません。」、こういうこと

であります。それじゃどうなりますか

か。

○松原政府委員 私は、そういうふうなお疑いを受けて技術的に御詰問にな

りますと、実は非常に苦しみますけれども、業者におもねつて悪用利用の道

をあけたなどといふうな御推定は一

つお許し願いたい。われわれはどこま

で、業者におもねつて悪用利用の道

をあけたなどといふうな御推定は一

つお許し願いたい。われわれはどこま</

いたす場合、全くの善意の場合といふうなことを考えてまして逐条説明に書きましたので、脱法のためにわれわれがそういうふうに特に書いたといふうな意味ではございませんから、御了承を願います。

○ 松原政府委員 委員 大だいまの御答弁で、善意々々と言われるけれども、これは冷厳な金錢貸借の問題です。そういうようなことになつてくると、みな善意々々と言えどもそれで済むことになりますよ。だから、これは一つの抜け穴になつてゐる。だから、こういう点で、私どもは、逐条説明書のついたものはいけませんから、こういう点はやはり法務委員会の方で今後除いていかなければ、せつねくの立法といふものが抜け穴だらけになつてしまふと思ふのであります。先ほど松原法務次官は、業者の保護更生、正業につかしめる云々ということを言つておられましたが、三月二十二日の審議会では行政措置云々といふことが出ておりますが、何か考へていることがあるのですか。行政措置としてどういうことをやるのですか。その点について御答弁を願いたい。業者を正業につかしめる措置については行政措置云々といふことでございまして、ここに審議会の委員の方もおいでになりますが、具体的なものはまだないと心得ております。

○志賀(義)委員 ところで、業者のについて、その転業についての協力ということを説明されますが、犠牲なつた非常に氣の毒な婦人たちといふことを先ほどからさきに松原政務官も言わるのであります。が、第十一条に、都道府県は収容保護するため施設を設置することができるとなつております。あなた方は御存じでしょが、今日地方財政といふものは大へんな赤字であります。設置することができないときも、それができないときも、そぞれまでです。それは作らなければならぬといふことを國が援助してやることにするお考えがあるのをどうか。この点でできる限りのことだけですけれども、できなければ赤字財政でしそうがないということになりますが、もう少し積極的に……。

○志賀(義)委員 それは、できるところまで言ふと、次八のうであります。そこでなくて、作らなければならぬ、設置しなければならないといふに、して、規模の大小、設備の状態かんは、府県の財政その他いろいろございましょう。その問題と混同してしまふと、結局この対策の方面が、いかげんになつてしまふ。おまけに、国の方では予算の範囲内で補助することができるとある。これも、「一二二」同様に、補助しなければならない、というように規定した方がいいと思ひます。そうすれば、予算といふものはどこからでも出ます。中古エンジンがあの通りの問題になつておるでしょ。う。七万二千円が一千二百五十五万円になつておる時節ですよ。これはこちで牢固たる決意をもつてやれば予算はあります。中古エンジンを買ったのがだけでも相当の施設はできますよ。そういう点、山下先生なども与党の議員として政府に対してもやりになつたらうだらうと思います。その点、おやりになりましたか。今後ともおやりになりますか。

○志賀(義)委員 御決意は大へんけいいいなさい  
こうであります。が、逐条説明で「各々の  
穴があいておるようなことであります。  
すから、あなたも御油断なさいますよ。  
一ぱい食わされますよ。もうことしの  
予算もきまつたことと申されます。  
から、あなたは厚生省の次官で、松岡  
さんも法務省の次官です。どうか、こ  
れは一つ大いた両省協力して、今年内  
にも予備費からとるように私どもはお  
願いいたします。その点の御決意はい  
かがでしようか。一緒にやるという御  
決意でござりますか。

○山下(春)政府委員 予備費もあると  
仰せられますが、私ども厚生省とい  
しましては、この法案が一日も早く成  
立することは望ましいけれども、しか  
し、この保護、更生という問題が一番  
大きな法の底に流れている問題でござ  
いますので、この点では非常に努力を  
いたしまして、むしろ、私は、今三十  
一年度の予算で決定されたものだけ  
で厚生省が保護、更生をやりますなどと  
いうことで発足することを非常に遺憾  
に存じまして、政府といろいろ折衝い  
たしましたが、政府から必ず来年度の  
予算には希望をいれるということの確  
約をいただいておりますので、とりあ  
えず本年度の予算において最高度の利  
用度をあげていって、この問題に対処  
したいということで発足いたした次第  
であります。

○志賀(義)委員 大蔵大臣は、法律が  
できた場合には予算措置については考  
慮すると言つておるのであります。予  
備費も十億あると言われておるので  
す。どうか今後協力していただきたい  
と思ふます。

次の第十九条には、民生委員、児童委員、保護司、それから人権擁護委員は、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとするとなつておりますけれども、これは、昭和三十年九月二日の当時の売春問題対策協議会会長山崎生定所の上申書にあるように、公共職業安定所、安定期所、——これは失業するから売春婦に転落することが多いことは御存じの通りです。この公共職業安定所、職業補導所、また生活保護司、都市福利事務所に協力を求めた方がよろしいとおもふのであります。この際第十九条に入れて活用する方がいいのぢやありませんか。その点御願意がいいことだと思います。また、何かお答え願いたいと思います。また、何かお答えを省かれた理由があるのか。○山下(晉)政府委員 この法律が施行されました瞬におきましては、國の機関である出先機関といたしましては、当然行うべきことなので、規定してございませんでも、それは必ず行うものであるということの上に立つてやつておるのでござります。

○志賀(義)委員 では、その点は了承いたしましたが、今国会に早く成立させたいし、次の国会からやはり法文化しておいた方がよろしいから、今すぐとは申さなくとも、その点を十分やつて、事實上はすぐそれをやつていただきたいと思います。

それから、先ほど横井委員の方から、占領軍が来たときに売春婦の防波堤を築いて、それで日本の婦女子を守るために業者に貢献させた云々がありましたがけれども、アメリカ軍は日本の売春婦を大きくしたことについて非常に大きい力になつております。まだ日本によ甚だよきございません。こし

が日本人の社会に対しして非常に影響を及ぼしておることは、政府でもよく御存じのところであります。そこで、特にこの点について、基地などに對して重点的に——どうせ予算が足りないというのだから、やるならばそりゃいるところから重点的にやられる意思があるかどうか。これはあと回しにしてはおかぶりするのか、政府はどうちの方針をとるのか、聞いておきたい。

○山下(春)政府委員 現在持っております予算に対しましては、今御指摘のような場所、と申しますのは、やはり大きな都市の方が多いと思いますので、六大都市あるいは北海道、九州というような、比較的そういうことの影響が多いであろうと思うところを重点的に実施いたす予定にいたしております。

○志賀(義)委員 私の質問はこれで終りますが、委員長の方でも、なるべく早くこれを成立させるために委員会を運営していただきたいと思いますが、とにかく、気がかりなのは、政府の出した売春防止法案の逐条説明書、これはどうしても抜け穴を指示したものとしか思えない。これを社会に発表してごらんなさい、政府がまるで客引きかポン引きみたいに考えられますよ。もしあなた方が撤回されなければ、私はちはこれを出版しても、こうしたことを政府はやっていると宣伝しますよ。民主主義の世の中ですから、政府の無理の通らないことは、京都の五番町事件でも法務省は十分経験されたところであります。そういうこともありますから、これが出てごらんなさい、そしてこの法律が実施されるようになつたときに、これがまた悪評の対象になり

○志賀(義)委員 よく考慮いたしました。それを伺つておきたい。

○松原政府委員 そうですね。悪いことは申しません。政府の方ではこれを撤回された方がよろしい。撤回される意思があるかどうか、それを伺つておきたい。

○高橋委員長 この際お諮りいたします。河野最高裁判所家庭局第一課長から出席発言を求められております。これを許可するに御異議ございませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり  
○高橋委員長 御異議なけれど、ヤハム  
う決定いたします。  
眞鍋儀十君。

年の希望が満たされますように念願いたしておる一人であります。ただ、私がどうももの足りない感じがいたしまるのは、もう少しよりいいものにして施行されることが望ましいと思うので、その建前から、政府の意見をただし、また答弁を求めてみようと考えております。

昨年の国会で問題になりました焦点として、どうも予算的措置が伴つていないので、政府が文教、保健、道義、社会秩序といったような総合的な観点に立って、政府の予算措置とともに次の国会で通過させるよう提出するようについて附帯決議がついておるわけであります。が、本法案を検討いたしてみると、どうも予算的措置においてきわめて欠けるものがあるよう存ぜられますのでござります。そういう窮屈の一策と申しましようか、國はこの予算を

道府県に転嫁したような印象を与えるものでございますが、おそらく、この負担をするといふような建前で、間接的に何割かを支出するので、政府の負担といふ表現を用いられるのかもしれません。であります。が、ども、都道府県に転嫁するにしても、この表現はちつともはつきりとたってございます。ところが、國が負担するといふ段になりますと、二十二条に、「十分の入を負担するものとする。」と書いてあって、負担するというのに修飾語が入つておる。さらに、その三項には、「十分の入以内を補助することができる。」といふことで、國の方はきわめて円満な言い回しをして、都道府県がこれを第一次負担することになつておるわけでありますが、どうせ國が十分の八なり何なりを負担するといふような建前であれば、もつとほつきり國の負担だといふ建前を打ち出すことはどうしてできなかつたのでござりますか。その点をまずお伺いしておきたいと思います。

○安田(越)政府委員 保護更生の部分でいろいろ施設があるわけでございますが、まず第一に、その施設を国でやるべきか、あるいは地方庁でやるべきかといふ問題があるわけでございます。國でやるといふような考え方もありましましよられども、従来、こういふふうな種類の仕事は、実は都道府県を中心にしてやって参りました。また、都道府県といつてしましては、同種の仕事、をほかにもやつておるわけでござりますので、やはり、國が直接やりますよ

措置づけることを避けて、主として都道府県に転嫁したような印象を与えるものでございますが、おそらく、この負担をするといふような建前で、間接的には何割かを支出するので、政府の負担といふ表現を用いられるのかも知れないのです。ありますが、どうも、都道府県に転嫁するにしても、この表現はちつとまずいと思います。それは、二十条の費用支弁のところには、都道府県に対しても、支弁しなければならないと、こうはつきりうたってございます。ところが、国が負担するという段になりますと、二十二条に、「十分の八を負担するものとする」と書いてあって、負担するというのに修飾語が入つておる。さらに、その三項には、「十分の八以内を補助することができる」ということで、國の方はきわめて円満な言い回

しをして、都道府県がこれを第一次負担することになつておるわけであります。どうせ国が十分の八なり何なりを負担するといふよくな建前であれば、もつとはつきり國の負担だといふ建前を打ち出すことはどうしてできなかつたのでござりますか。その点をまづお伺いしておきたいと存ります。

りは、都道府県にやらせる方が能率的である、こういうふうな考え方で、都道府県を主体にした施設の運営を考えたわけでございます。なお、この「負担する」というのは、これは、「設置しなければならない」ということに対応するものでございまして、もう一つの施設の方が府県が「設置することができない」となっておりますために、そのような表現をとった次第でござります。

○高橋委員長 中山委員から簡単な関連質問があるそうですから、これを許します。中山マサ君。

○中山(マ)委員 私は厚生省にお尋ねいたしたいのですが、前国会におきまして、この次の国会には必ず政府が抜本的考え方をもってこの問題を処理するということをお約束になつていらっしゃいますのを、固く信じております。それに、厚生省の予算をすつと拝見しておりますところが、当初におきましては、この元春婦の問題にからんで十四億二千八百五十三万円の予算を御予定になつておつた。なるほどこれならば第一段階としては相当の仕事ができると思いまして、わが意を得たりと非常に喜んでおつたものでござります。ところが、いよいよの段階になつて参りまして、わが意を得たりと非常に喜んでおつてしまつておつた。どういうわけでも、政府は、こういろいろ公約をしておつた問題にからんだところの予算をかようなお粗末なものにしてしまつたか、その経緯を一つ厚生省の政府委員から御説明いただきたいと思います。

りは、都道府県にやらせる方が能率的である。こういうふうな考え方で、都道府県を主体にした施設の運営を考えたわけでござります。なお、この「負担する」というのは、これは、「設置しなければならない」ということに対応するものでございまして、もう一つの「補助することができる」は、保護収容施設の方が府県が「設置することができる」となっておりますために、そのような表現をとつた次第でございまします。中山大臣

○高橋委員長 中山委員から簡単な質問があるそうですから、これを許します。中山大臣

○中山(マ)委員 私は厚生省にお尋ねいたしたいのですが、前国会におきまして、この次の国会には必ず

政府が抜本的考え方をしてこの問題を  
処理するといふことを約束になつて  
いらっしゃいますので、固く信じてお  
りました一人でございます。それに、  
厚生省の予算をずっと拝見しております  
したところが、当初におきましては、こ  
の元春婦の問題にからんで十四億三千  
八百五十三万円の予算を御予定になつ

○安田(謙)政府委員 大へんごめんな御質問でございまして、確かに昨年において三十一年度の予算を要求いたしました額は十四億數千万でござります。この予算を要求いたしましたときは、実はこの法案の内容もまだつきりいたしておりませんでしたが、その後こういうふうに法案の内容がだんだんわかつてくるようになりますと、とりあります。昭和三十一年度におきましては、四千円で重点的に、先ほど政務次官からも申しましたけれども、六大都市がありますところの府県と、それから北海道と福岡に婦人相談所、そのほかに四百六十八人の婦人相談員を大きな都市に配置するという予算をとつたわけでございます。今回御審議になつておりますところの完春防止法案が通過いたしますと、これは保護更生のことが昭和三十一年四月一日から施行されることでございますので、明年度はそれに従いまして必要な予算を要求いたしたいと考えている次第でござります。

いますが、この委員会もだんだん終りに近づいて、これで終局になると思いますので、ここで一本くぎをさしておきたいと私は思うのであります。野党ばかりのことを申し上げて、どうもいささか諷刺が悪いのでござりますけれども、しかし、新聞なんかも、薄れゆく鳩山内閣の公約といふようなことを書かれるのは、こういうことをなさるからであります。私は、この点にかんがみて、こういうことをなさらないよう、また、今こういう約束をしておきながらも、また先で、いや、十四億の予定でしたが、こんなことになりましたとおっしゃる日が来やしないかと

いうことを非常に憂慮にたえないのでござります。今日、御承知の通り、婦人というものは男性よりも数が多いのですが、多數政治であるということを御了承なさるのでしたら、その多數の者が要望していることをなさるべきであると思ひます。あの当時、第二次鳩山内閣で、私どもは野党でありましたが、今この法律を出しただけではどうにもならぬ、予算を取つて出すのだとおっしゃったことを、私は忘れないのです。そのときそのときの逃げ口上でやっているだけということは、私も与党ながらも承知ができないわけでございまして、この点明確に一つ厚生省はお考えをいただきたいの面では蚊の涙ほどのものしかいただけない氣の毒なところであるということは、私もそこにおりましてしみじみと考えましたけれども、あるいは、ひょつとしたら、厚生省はこの予算の問題をその当時は忘れて、健康保険に

夢中になつていらしめたのだとさえ私はひがむのでございます。どうぞ、この後は言いわけ的なことは私どもは聞かれませんから、政務次官はすぐお変わりのことを申し上げて、どうもいささか諷刺が悪いのでござりますけれども、しかし、新聞なんかも、薄れゆく鳩山内閣の公約といふようなことを書かれるのは、こういうことをなさるからであります。私は、この点にかんがみて、こういうことをなさらないよう、また、今こういう約束をしておきながらも、また先で、いや、十四億の予定でしたが、こんなことになります。

○安田(慶)政府委員 中山先生、その辺の御事情は実は一番よく御存じのこと

で、ちょうど保護更生のことも昭和三十二年の四月一日からということになります。それから、処罰の方の規定が昭和三十三年四月一日でござります。多少の猶予期間もございますので、今日ありますところの予算で極力やついく。同時にまた、その模様を見まして、来年度の予算におきましては必要な予算を十分とするよう、一つ努力いたしたいと思ひます。

○高橋委員長 真鍋委員の質疑中であ

りますが、まだ相当時間がかかるようありますから、本日はこの程度にとどめまして、明日、午前十時理事会、十時半委員会を開会いたします。

これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会